

## 専攻建築士制度に関する問い合わせ集

Q1 専攻領域を2領域取得したい場合でも、CPDの必要単位数は1領域の場合と同じで100単位以上で良いのですか？

A1 平成19年度に専攻建築士の認定申請をする場合は、申請する専攻領域の数にかかわらず登録済みのCPD単位数が100単位以上でなければなりません。  
なお、平成20年度に申請する場合は150単位になります。

Q2 構造専攻で申請する場合は、構造計算書の提出が必要ですか？

A2 申請に必要な提出書類は、専攻建築士の認定申請書一式のほか、建築士免許の写し、顔写真2枚、官製ハガキ、携わった実務実績の内容を示す写真などで、詳しくは4月20日公開予定の申請用紙の記載に従って提出してください。  
ただし、これらの提出書類で審査できない事項がある場合は、構造計算書など、必要な資料を別途提出するよう求めることがあります。

Q3 申請用紙をダウンロードできないのですが、どうしてでしょうか？

A3 パソコンやWEBページを閲覧するためのブラウザのセキュリティ設定などの状況の違いにより、申請用紙のダウンロードの方法は多岐にわたるようです。  
場合によっては、エクセルのダウンロードを許可しない設定になっている場合なども考えられます。  
どうしてもダウンロードできない場合は、建築士会事務局で対応しますので、お問い合わせください。(専攻建築士制度担当：電話 011-251-6076)

Q4 申請用紙の印刷物を各支部にも置いてほしいのですが？

A4 専攻建築士の認定申請用紙は、エクセル様式で作成されていて、エクセル上で入力することにより、申請書を作成しやすく工夫しています。  
どうしても印刷物への手書きで申請書を作成しなければならない事情がある場合は、建築士会事務局で対応しますので、お問い合わせください。

(専攻建築士制度担当：電話 011-251-6076)

## CPD制度に関する質問・意見・要望

Q1 CPD手帳以外にもバーコードシールの貼付用の用紙を作成するなどして、1冊500円の手帳代金の負担を軽減する方法を検討してください。

A1 CPD手帳は、データ登録のため事務局に持ち込まれたバーコードシールが、誰でも同じ形態の手帳に貼られていることで、紛失や登録忘れなどの事務の取り扱いに起因するミスを防ぐため工夫しているものです。1冊500円の代金は、日本建築士会連合会が作成したCPD手帳を1冊500円で本会が購入し、同じ代金で会員に転売しているものですが、これが高額であるという指摘があることから、本会独自でもっと安価な手帳を作成する等の検討を進めているところです。準備が整うまで、しばらくお待ちください。

Q2 CPDデータの登録料金(2,000円/回)が高額なので、その料金を軽減するよう検討してください。

A2 CPDデータの登録料金は、各支部や会員個人から申請される研修プログラムの認定審査のための審査評議会委員への交通費の支給や、バーコードシール台紙の購入費用、CPD制度の運営に係る事務的経費、CPD制度への参加者データや研修プログラムの管理に係るデータベースのシステム開発料金や維持管理費用、CPD個人実績の発行に係る人件費などに費やされており、これらを積み上げると1件当たり2,000円の経費が必要となることをご理解頂きたいと考えています。

ただし、CPDデータの登録者数が増えることで、事務の効率化や経費の節減につながり、CPDデータ登録料の割引制度の導入なども可能となると考えられるため、これらについて検討して参ります。

Q3 北海道建築士会主催の講習会で、CPDに認定された研修プログラムについては、ホームページ等で事前に年間計画を公開する等の対応をお願いします。

A3 北海道建築士会が主催する講習会は、その殆どがCPDの認定プログラムになっています。主な講習会等の年間スケジュールは、本会ホームページで案内されていますので、参照してください。

また、支部主催の研修プログラムや臨時的に開催が決まった講習会などで、年度当初に開催計画が定まっていなくても、毎月1回、研修プログラムの審

査をし、認定されたものについては、随時、ホームページで公開していますので、参照してください。

Q4 専攻建築士の更新にあたり、実務実績の判定要因として、専攻領域や専門分野別の講習会等の受講義務づけなどの計画があるのでしょうか？

A4 専攻建築士の更新において、実務実績の審査は、過去5年間に実際に携わった実務内容により判定しますので、講習会等の受講をもって、実務実績の審査の指標にすることは考えていません。

Q5 専攻建築士の更新登録に向けて5年間で250単位のCPD単位を取得するためには、他団体が主催する講習会への参加が不可欠であると考えられます。

他団体が主催する講習会等の受講料の割引、他団体が本会へ支払う研修プログラムの認定手数料の軽減、CPD単位の事後申請や個人申請のシステムの簡素化などは、会員がCPD単位を取得する機会を増やすことに効果的であると考えられるため、これらについて検討してください。

A5 他団体が主催する講習会等の研修プログラムの認定申請を受けたときは、その都度、その団体に対し、建築士会会員の受講料の割引などについてお願いしているところです。他団体から研修プログラムの認定手数料の徴収は、その代償に講習会等の集客数の増加を図ることを目的としていることなど、他団体にとっても本会にとっても有利となる取り組みであると考えています。

また、CPD単位の事後申請や個人申請についても、通常のプログラム認定申請と同等程度の書類の提出を求めているに過ぎないことをご理解くださるようお願いいたします。